

規約（会則）

（団体の名称）

第1条 この団体の名称は、『○○○○○○○○○○』といたします。

団体名を書いてください。

（所在地）

第2条 この団体の所在地は、〇〇市〇〇町〇〇字〇〇番地とします。

団体として集まる場所や申請についての書類などの受け取り先（送り先）を書いてください。

（目的）

第3条 この団体は、○○○○○○○○することを目的としています。

団体が、何のために活動するのかを書いてください。例）「自分たちの地域がもっと〇〇になることを目的としています」など。

（活動内容）

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行います。

- (1) ○○○○○○についての活動
- (2) その他、この団体の目的達成に必要な活動

団体が行う活動の内容を分かりやすく書いてください。

（構成員）

第5条 この団体の構成員は、活動の目的に賛同するものとする。

（役員の種類）

第6条 この団体には、次の役員を置くこととします。

- (1) 会長（リーダー）
- (2) 副会長（サブリーダー）
- (3) 会計

役員の種類を書いてください。

（役員の役割）

第7条

- (1) 会長（リーダー）は、この団体の代表をします。
- (2) 副会長（サブリーダー）は、代表を手伝い、代表者が不在のときは、代表の代わりをつとめます。
- (3) 会長（リーダー）は、団体の代表者として、補助金の受け取りなどの各種手続きを行います。また、お金が正しく使われているかチェックします。
- (4) 会計は、この団体のお金を管理します。

役員の役割について書いてください。

（議決機関）

第8条 この団体は、以下のことを決定するため、構成員全員が参加する会議を開きます。

- (1) 活動の内容
- (2) お金の使い方
- (3) この会則の内容を変更すること
- (4) その他、必要なこと

メンバー全員が参加する会議で決める内容について記載します。

(事業計画と予算)

第9条 この団体の活動計画は、会長（リーダー）が決め、予算は会計が作成して、構成員の全員が参加する会議で報告することとします。

団体の活動計画と予算（団体の収入と使うお金の予定）の作成や決定の方法を決めます。

(事業報告と決算)

第10条 この団体の事業報告は会長（リーダー）が決め、決算は会計が作成して、構成員の全員が参加する会議で報告することとします。

(会計の期間)

第11条 この団体の会計期間は、〇月〇日から翌年〇月〇日までとします。

(その他)

第12条 この規約（会則）に書かれていないことや、その他の細かい決まりについては、構成員みんなで話し合っ決めて決めることとします。

附則

この団体の規約（会則）は、この団体の発足日である令和〇年〇月〇日から施行します。